三　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正関係

1　第二七条から第三〇条までに規定する財産以外の財産に係る権利で債務者又はこれに準ずる者がないもの（権利の移転について登記又は登録を要するものを除く。）であって電子情報処理組織を用いて移転するもの（以下「特定電子移転財産権」という。）の没収の裁判の執行は、刑事訴訟法第四九〇条第二項の規定にかかわらず、特定電子移転財産権を検察官に移転する方法により行うこととし、ただし、当該方法によることが困難であるときは、特定電子移転財産権の権利者（名義人が異なる場合は、名義人を含む。以下同じ。）であってこれを他の者に移転することができるものに命じて、特定電子移転財産権を検察官に移転させる方法により行うことができることとした。（第一八条の三関係）

2　特定電子移転財産権の没収保全は、その処分を禁止する旨の没収保全命令を発して行うこととし、その執行は、特定電子移転財産権を検察官の管理に移す方法により行うこととし、ただし、当該方法によることが困難であるときは、特定電子移転財産権の権利者であってこれを他の者の管理に移すことができるものに命じて、特定電子移転財産権を検察官の管理に移させる方法により行うことができることとした。（第三〇条の二第一項及び第三項関係）

四　犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の一部改正関係

別表第二に掲げる通信傍受の対象犯罪に刑法第二三六条第二項、第二四六条第二項及び第二四九条第二項の罪を加えることとした。（別表第二関係）

五　附則

1　この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこととした。（附則第二条～第三九条関係）

2　電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させ、又は電磁的記録に係る記録媒体を押収するに当たっては、できる限り被告事件又は被疑事件と関連性を有しない個人情報を取得することとならないよう、特に留意しなければならないこととした。（附則第四〇条関係）

3　政府は、刑事訴訟法第三九条第一項の規定による接見のほかに、身体の拘束を受けている被告人等と弁護人等との間における映像と音声の送受信による通話を可能とするための運用上の措置について、地域の実情を踏まえ、必要な取組を推進することとした。（附則第四一条関係）

4　この法律の施行期日について定めることとした。

◇特別会計に関する法律の一部を改正する法律（法律第四〇号）（財務省）

1　財政投融資特別会計投資勘定（以下「投資勘定」という。）における投資財源資金について、一般会計からの繰入金及び同資金の運用による利益金をもって充てる旨の規定を廃止するとともに、投資勘定から投資財源資金への繰入れ、投資勘定における決算剰余金の投資財源資金への組入れ及び投資勘定における決算上の不足について投資財源資金からの補足を可能とすることとした。（第五三条及び第五九条関係）

2　投資勘定において、出資の払込金及び貸付金の財源に充てるために必要な経費につき、借入れを可能とすることとした。（第五三条及び第六一条関係）

3　投資勘定における一般会計からの繰入対象経費について、危機対応円滑化業務に係る株式会社日本政策金融公庫に対する出資及び危機対応業務に係る株式会社日本政策投資銀行に対する出資の払込金に要する経費に限定することとした。（第五五条関係）

4　その他所要の規定の整備を行うこととした。

5　この法律は、令和八年四月一日から施行し、令和八年度の予算から適用することとした。

◇下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（法律第四一号）（公正取引委員会）

一　下請代金支払遅延等防止法の一部改正関係

1　題名

題名を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に改めることとした。（題名関係）

2　定義

㈠　専ら物品等の製造に用いる木型等の製造の委託を「製造委託」に追加することとした。（第二条第一項関係）

㈡　製造の目的物等の運送の委託を「製造委託等」に追加することとした。（第二条第五項及び第六項関係）

㈢　「親事業者」を「委託事業者」に、「下請事業者」を「中小受託事業者」に改めるとともに、委託事業者及び中小受託事業者について常時使用する従業員の数の大小による基準を追加することとした。（第二条第八項及び第九項関係）

㈣　「下請代金」を「製造委託等代金」に改めることとした。（第二条第一一項関係）

3　中小受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等

㈠　委託事業者が中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、中小受託事業者の給付の内容その他の事項を、書面又は電磁的方法により中小受託事業者に対し明示しなければならないものとすることとした。（第四条第一項関係）

㈡　委託事業者は、㈠に規定する事項を電磁的方法により明示した場合において、中小受託事業者から当該事項を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、これを交付しなければならないものとすることとした。（第四条第二項関係）

4　委託事業者の遵守事項

委託事業者が中小受託事業者に対し製造委託等をした場合に禁止される行為として、次に掲げることを追加することとした。（第五条関係）

㈠　製造委託等代金の支払について手形の交付等をすること。

㈡　中小受託事業者が製造委託等に関する取引に係る事業を所管する大臣に対し第五条の規定に違反する事実を知らせたことを理由として不利益な取扱いをすること。

㈢　中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すること。

5　遅延利息

遅延利息の対象として、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに製造委託等代金の額を減じた場合を追加することとした。（第六条第二項関係）

6　指導及び助言

公正取引委員会、中小企業庁長官又は製造委託等に関する取引に係る事業を所管する大臣（以下「公正取引委員会等」という。）は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、委託事業者に対し、指導及び助言をすることができるものとすることとした。（第八条関係）

7　勧告

㈠　公正取引委員会は、第五条の規定に違反する行為があると認めるときは、当該行為をした委託事業者（委託事業者が合併により消滅した場合にあっては合併後存続し、又は合併により設立された法人、委託事業者の分割により当該行為に係る事業の全部又は一部の承継があった場合にあっては当該事業の全部又は一部を承継した法人、委託事業者の当該行為に係る事業の全部又は一部の譲渡があった場合にあっては当該事業の全部又は一部を譲り受けた事業者。以下「違反委託事業者」という。）に対し、所要の措置をとるべきことを勧告するものとすることとした。（第一〇条第一項関係）

㈡　公正取引委員会は、第五条の規定に違反する行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、違反委託事業者に対し、所要の措置をとるべきことを勧告することができるものとすることとした。（第一〇条第二項関係）